

会議録要旨

会 議 名	第 2 3 回 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成 2 5 年 1 月 1 0 日 (水) 1 3 : 1 5 ~ 市役所 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 高橋 修 松尾重喜 高橋英志 田中亜希子 菅原宏輔 事務局 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴 3 名

開会 (横山委員長)	
	<p>列車のダイヤが乱れて到着が 1 5 分ほど遅れてしまいました。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、第 2 3 回の市民委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、議会改革検討協議会から寄せられた意見や市長からいただいた意見について協議をしたいと思います。</p> <p>それでは両方を一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは初めに議会改革検討協議会でいただいた意見をまとめた資料に基づいて説明いたします。議会改革検討協議会と C 部会の意見交換でいただいた意見については、大きくは次の 7 項目です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基本条例の最高規範性の議論とも関係するが、議会に対する監視と評価について規定してはどうか。議員は、選んだ市民から監視される立場にあるから、議員がどうあるべきかの行動規範を規定として盛り込んでほしい。そして、議会を評価するという視点を加えてはどうか。 ②あまり細かく規定する必要はない。そういう条例ではない。大体修正案で良い。 ③条例が絵に描いた餅にならないようにしてほしい。 ④議会の第 2 項と第 3 項はひとつにまとめても良いのではないか。 ⑤「総合的な視点」よりも「市民全体の視点」の方が分かりやすいのではないか。 ⑥市民一人一人の考えが異なるため「総合的」とした方が適當。 ⑦修正案で削った議員の第 3 項は、残しても良いのではないか。 <p>次に、副市長からの意見ですが、「新たな時代のコミュニティづくり」という観点で条例を考えてほしい。市の行政執行については、当然だが公平である必要がある。公平感を抱いてもらえるような行政運営をするということを規定することを検討してほしい。というものです。</p> <p>市長の意見は、規定内容について条項ごとに説明した際にいただいたものですので、条項ごとに細かく意見をもらっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義のコミュニティの中で「地域コミュニティ」に触れるように (第 2 条第 6 号) ・条例が「まちづくりの基盤」というのもダメではないが、「指針」のような言い回しができないか (第 3 条) ・「条例の趣旨に基づいて」よりも「条例の趣旨に沿って」ではないか (第 3 条) ・議会及び議員に関する規定事項については、「市長が提案する条例であるため、議員の行動規範にまで詳しく規律するようなことを規定して提案することはできない」という立場を理解してもらうこと (第 7 条・第 8 条) ・市政の運営では、「総合的」というよりも、「全ての市民を対象に」市政を運営するということを書いてほしい (第 9 条第 2 項) ・「行政課題に対応できる人材」なのは当たり前で、そうでなければ困る。もう少し優秀性を考え

てほしい（第9条第3項）
・職員に求める資質は、「市民と共に考え、市民の気持ちに共感できる優しさ」や「分かりやすく丁寧な説明など市民に親切に接することができる対応」であるはず。それが職員の責務なのではないか（第10条）
・新たな施策の企画立案に当たっては、市民が参画した市民委員会などによることを基本とすることを規定すべきではないか（第11条）
・コミュニティとの「提携」の関係は、規定内容を分かりづらくしていないか。削った方が良いのではないか（第12条第3項）
・行政評価の結果については、「反映」ですべてを表しているだろうから、「改善」ということを書く必要はないだろう（第20条第2項）
・恵庭市の姿勢として、国や道と連携するだけでは弱い。国や北海道が目指す地域づくりに貢献する自治体であるべきではないか（第27条第1項）
以上がいただいた意見です。また、1月4日の仕事はじめの日に、勤務時間終了後に職員を集めて職員新年交社会が開催されたのですが、そのときの市長講話では、次のような話をしていました。
「昨年は、統計を取り始めてから初めて交通死亡事故がゼロだった。これは恵庭市民の市民力が大変素晴らしいことを表している。また、生ごみの分別の状況を調査しても、計画どおりほぼ100%の割合で分別が徹底されている。これも市民力の素晴らしさのひとつだ。こういう市民と一緒に、職員は市民の立場に立って市民の力が発揮できるように仕事をしてほしい。今、まちづくり基本条例も職員から意見を募集することにしたので、市民と共にまちづくりが進められるように、職員も条例をよく読んで、そして意見を出してほしい」
以上です。
委員長 それでは、条例案の全体も眺めながら、いただいた意見について検討を進めたいと思います。始めに、議会改革検討協議会からの意見について考えたいと思います。
③の条例が絵に描いた餅にならないようにしてほしいというのは、我々もまさにそう思うところで、条文の検討には特に関係してきませんので、検討の対象にはいたしません。最初に、議員の責務の第2項の「総合的な視点」の部分について議論したいと思います。
○ 私が考える「総合的」というのは、「市民全体」というものではなく、時間的なことや経済的な問題など将来の見通しと言いますか、10年後20年後の恵庭の将来も考えてというようなイメージで捉えていて、地域的なことや多くの市民の賛同ばかりを言うのではないというように思っていますので、「総合的」というように表現するのが適切だと思います。
委員長 「市民全体」では足りないというご意見ですね。
○ 私も先ほどのご意見に賛成です。「総合的」とだけ書き表すとイメージが膨らまないのかもしれませんが、ここで言いたいのは、地域的な広がりとして、一部の地域だけでなく恵庭市内全体ということと、時間的な広がりとして、今だけでなく未来の恵庭も考えてというように、空間的かつ時間的に考える視点が必要という趣旨を「総合的」というように表現しているのですが、ただそれだけでははっきりとイメージが広がらないのだと思うのです。表現を工夫する必要性については議論した方が良くと思います。
「市民全体の視点」とすることについては、市民それぞれの利害は異なるわけですから、対立する利害を超えてという視点になるのだと思うので、意図は異なると思います。意図が違うということを踏まえて、それを書き加えるかということはまた話し合うことになるのかもしれませんが

が、「総合的」を「市民全体」に変えるということにはならないと思います。

委員長 議会についてご担当された部会の方からもご意見をいただきたいと思います。

○ そうですね。表現の問題なのでしょうが、どういう言葉を用いて規定すべきかはすぐには出てきません。「総合的」という表現にはまったく違和感なく読んでいました。

委員長 部会では議論を重ねて「総合的」という言葉を用いたわけですから、他の部会の方のご意見もお聞きしたいと思います。

○ きっと「総合的」と使うと、何かこうひっくるめたような印象を持つんでしょうね。外向けのメッセージとしては出にくい言葉なのかもしれませんね。

○ そういうことであれば、先ほどのご意見のように、「総合的」という言葉に説明を加えるかどうかということでしょうか。「〇〇〇など総合的な」という説明を加えるという方法です。

○ 総合的というのは、イメージが掴めないのかもしれませんが、「市民の視点に立つ」というのは言葉は分かり易いのですが、市民にはいろいろな人がいるということですので、必ずしも適切に表現しているとも思えません。

○ 今のことだけを考える視点では困るわけで、将来についても考えなければなりません。

○ 意見ではありませんが、文字の意味だけを考えているのですが、議員の方のご発言はどういうニュアンスでお話したのか出席された方にお尋ねしてみたいと思います。

事務局 この修正案の部分を事務局側で説明したときに、議員としての活動に期待していることとして、「全体の福祉の向上」のように「全体」という言葉を使いました。そうしたところ、その説明であれば「市民全体の視点」の方が分かり易いのではないかというご意見でした。

○ 私は、条文が「議員としての倫理観及び使命感を持って」というように規定し、その上で「総合的な視点に立って」という規定をしていることを考えたいと思います。「議員としての倫理観や使命感」を持つというのは大変重い言葉で、相当拘束されている印象があります。そういうことから、「総合的」という言葉だけで十分なのではないでしょうか。

○ 精査していないのですが、例えば「市の全域にわたって将来を見通す視点」というような言い回しで言い換えることもできるのではないのでしょうか。

委員長 なるほど。それだと分かり易いかもしれませんね。時間と空間と両方の視点ですね。

○ 議員さんというのは、代議制において恵庭市全体の代表者なのですが、実際の投票行動としては、特定の地域ごとに選出されているようなスタイルで、国会議員のように地域代表のようになっています。しかし、そのように地域の利益のために活動するのではなく、市全体のために活動してもらおうという視点は、議員に対しては書いておく必要があるのではないのでしょうか。そういうことから、市の全域ということでニュアンスが出るように思いました。

○ 今のように修正することが分かり易いように思います。市内全体とうことと今だけでなく将来も見通してということが総合的なんだろうと思います。

○ あるいは、もっと短くするのであれば、「倫理観と使命感を持ち、まち全体の将来を展望するなど総合的な視点に立って」という表現もできるかと思います。

○ 私は、議会の責務の方に「市民の意思を反映した政策形成に努めます」というように規定していて、そして議員に対して「政策形成能力の向上に努め」、「議会の意思形成に当たっては」と続いていますので、原案のままで良いというように思います。

○ 逆に総合的を説明すると、くどくなるということなのかもしれませんね。

○ 私もそう思います。むしろ説明する必要があるのかというようにも考えられます。

○ そもそも論なのですが、7条と8条の書き分けは、「議会」と「議員」についてですが、どういう考えで書き分けているのかというと、議会という意思決定機関と、その構成員である議員というように考えてはいるのですが、はっきり書き分けられた内容かということそのようにも思えないです。しかし、重きを置いている部分は議会と議員では違っているので、ファジーなのかもしれませんがそれでも良いと思います。

委員長 それではどうでしょうか。議員さんからも二通りの意見が出ていたようですが、これまでの意見をまとめますと、原案のままでいくという意見と説明的な表現に変えるという意見ですが、どちらがよろしいでしょうか。修正例としては、「市民全体及び将来的な視点に立って」というような表現です。

○ しかし、それは議員さんにとっても当然ですよ。総合的という言葉にすべて含まれていると考えて良いと思います。

○ 特に拘ってはいませんが、「倫理観及び使命感を持って市民全体及び将来的な視点に立って総合的に判断」というようにどんどんデコレーションするのもどうかと思いますので、さらっといく原案のままで良いのではないのでしょうか。

○ 最終的には「総合的」にすべて含むということですね。

○ これだけ議論をすれば「総合的」の意味も相当膨らんだのではないのでしょうか。

委員長 職員委員の方はどうですか

○ 「総合的」で良いと思います。

○ 私も特に説明せずに「総合的」で良いと思います。

委員長 それでは、ここは原案のまま「総合的」ということにいたしましょう。

次に、修正案で削った議員の第3項については削らないでも良いという意見について検討したいと思います。これはどういう経緯だったのでしょうか。議員の第3項を削ってそれを議会の第3

項に入れたとうことではなかったでしょうか。つまり、情報共有について議会に入れるか議員に入れるかということが論点になるのではないのでしょうか。

○ 私は、市民との双方向性については、議員ではなく議会の責務とすべきと考えているのですが、関連して、先ほど絵に描いた餅にしないよという話がありましたが、条例の中に実施することの仕掛けみたいなことが書けないかというのをいつも考えています。市長さんの意見で市民委員会のようなものを義務付けるといったようなこともありましたが、議会の方にも、全体の代表者だということ担保するために、具体的に市民の意見を聞く場を設けなければならないというような規定が置ければ良いと考えていますので、その流れから議会の責務に書いた方が良いように考えています。

委員長 しかし、議会活動についてどこまで規範的なことを書けるかということになると、少し慎重に考えなければなりません。議会基本条例があればその中で規定するというのが一番良いのですが、自治基本条例は市長提案でもありますので、具体的に書き込むのは難しいと考えて良いと思います。

○ 「議会に対する監視と評価」という意見が議員さんから出てきたというのには大変驚きましたが、制度的には次の選挙での投票行動に反映させるものという整理ができると思います。自治基本条例の中では、そこまで書くことは馴染まないようにも思います。市民の意見を聞いて議会が独自に作れば良いのではないのでしょうか。

○ 私は意見交換会に出席しましたが、議員さんからのこのような提案を受けて、今作ろうとしている条例は理念条例としていますが、政策条例として考えた方が良いでしょうかというように考えました。そのご意見を取り入れるということになれば、理念型の条例にはなくなってしまいます。そして政策型の条例を作るということになれば、相当きついことを規定することになるでしょうし、議会がその提案を受け入れられるのかということと、市長もそのような条例を議会に提出することができるのかという問題が生じてきます。

○ 委員長が到着するまでの間に炉辺談話で話したのですが、この市民委員会で素案を作る意義は何なんだということなのですが、市長提案なので市長の意に沿うように作るというのであれば、市民委員会の役割って何だという話が出ていました。ですから、今のご意見も含めて、理念というよりも、市長は指針だとも言っているわけですから、少し踏み込んで具体的に書いてもよいこととなります。そうすると、いろいろと矛盾したことが生じてくるのではないのでしょうか。

委員長 私は、自治基本条例の基本的なものは、これまである不変的な政策や個別の条例を踏まえて書くもので、市長が変わっても、誰であっても通用するものでなければならないと考えています。そういうことから、市長の政策を実現させるための条例は自治基本条例ではないと思います。議員の行動規範についてはこの後議論していただこうと思っていましたが、自治基本条例の根本に関わってくる問題になってきます。

○ 先ほどの議会が市民の意見を聞く場を設けるという話は、代議制であるため、議員さんは自分に投票してくれる人には向き合うのでしょうから、そうではなく、議会全体として市民全体と向き合うための仕組みを不変的に作るということ考えたものです。現在の仕組みでは、市民からみた議会の間口は狭いものとなっています。議員個人は支持者の意見を聞いて市民の意見というように言いますが、議会全体として市民全体の意見を聞くということはやっていません。

委員長 なかなか難しい部分ですね。本来であれば、議員さんたちが率先して議会基本条例を作って、その中で盛り込むというのが良いでしょう。

○ そういう期待を書くというのはいかがでしょう。

○ そのためというとし語弊がありますが、議会と議員の両方について規定を置いたというのはそのような意図があると考えて良いと思います。

○ そういうお話からは、議員の第3項を削って議会の方の規定にしたということは、それで良いということにならないでしょうか。

委員長 そうでしたね。その議論に戻りましょうか。

○ 市民の意見として議会に聞いてほしいという観点で規定するという点で良いのではないのでしょうか。

○ それで良いと思います。

○ しかし、この議員の第3項を復活させた方が良いのではないかという意見の趣旨はどこにあるのでしょうか。議員には政務調査費が付いていますが、この第3項がないと政務調査費が使いづらくなるというようなことはないのでしょうか。そこまで勘繰る必要がないのであれば、特に復活させる必要はないと思います。

○ そういうことは関係ないでしょう。

委員長 それではいかががいたしましょうか。

一同 原案のままが良いと思います。

委員長 それでは原案のままといたします。それでは、次に議会の第2項と第3項の規定を一緒にしてはどうかという意見について検討したいと思います。

○ 第2項と第3項はまったく別のことを書いていて、これを一緒にする必要性を感じませんが、どういことでしょうか。

○ この意見の趣旨はどういったものだったのでしょうか。

事務局 第2項にも第3項にも「政策形成」という字句を用いていることから、両方とも「政策形成」についての規定だと思われたためだと思います。

○ そういうことでしたね。

委員長 そういうことですか。それであれば、第3項の「市民の意思を反映した政策形成」ではなく、「市民の意思を反映するよう努める」とすれば足りるのではないのでしょうか。

一同 賛成

○ 先ほど話がありましたとおり、委員長が到着されるまでにここでわいわいやっていたのですが、市長が変わって我々が2年近くやってきたものが変わることではなく、不変的なことを話し合ってきたのですから、市長の意図と違ったとしてもその姿勢で考えていこうということと、条文は短い文章で構成されますので、その中でどれだけの意味を込められるかということで、意図を理解しないと分からないということから、議員さんの発言趣旨も確認する必要があるかなというように思いました。

委員長 それでは、一番最初の議員の行動規範を規定するという意見についてを議題にしたいと思えます。自治基本条例の中にどこまでの規定ができるのかという問題だと思います。ところで、他市の自治基本条例ではどうでしょうか。ここまで踏み込んだものはありますか。

事務局 道内ではありません。発言された議員は、本州の市の名前を挙げられていましたが、そこでのどのような規定を置いているのかは確認しておりません。

委員長 道内の自治体ではないということですね。

○ 議会改革検討協議会の中でまずは考えてもらうというのが良いのではないのでしょうか。

委員長 そうですね、議会改革検討協議会の中で議論を深めて議会基本条例で定めていただくというように考えるのが良いでしょうね。例えば栗山町では、年に何回か説明会を開いていますが、そういうことを議会の自発的な取組みとして考えていただければ良いと思えます。

それではこのご意見については、まちづくり基本条例ではなく議会基本条例で検討していただくということにいたしましょう。

議員からいただいた意見については、以上の議論を経て結論づけたいと思えます。

○ 意見交換に参加したひとりとして感想を述べさせていただきたいのですが、私は参加してとてもよかったと思っています。なかなか議員の方と意見を交わすという機会はありませんので、参加して良かったと思えました。ある意味では協働ではとも思いました。

委員長 そうですね。それでは、次に市長からの意見について検討したいと思えます。細かいところからやっていきたいと思えます。見てみますとかなり細かいところまで意見をいただいています。はじめに「条例の趣旨に基づいて」よりも「条例の趣旨に沿って」ではないかという第3条の部分について検討したいと思えます。いかがでしょうか。

○ これは表現上の問題でしょうか。効果や効力という点での意見でしょうか。

事務局 規定の効果や効力についてはどちらでも同だと思いますので、表現上の問題というか文章としてということなんだと思えます。そのひとつ前の意見にある「基盤ではなく指針ではないか」という意見を踏まえて、指針であれば沿ってという意見なのだと思います。

○ 趣旨に基づいてというのは日本語としてはおかしくないのでしょうか。

委員長 「趣旨に基づいて」という使い方はあまりしないのではないのでしょうか。

○ 国語としては、趣旨は沿うのでしょうか。

委員長 「趣旨に沿って」又は「趣旨に従って」というところでしょうか。

○ 「基づいて」とすると直接的に繋がるので、趣旨に対しては違和感があるのでしょうか。

委員長 それでは「趣旨に沿って」ということにしたいと思います。それではその前の「条例の基盤ではなく指針」ということについてですが、これは大きなテーマになりますね。「指針」という表現では意味合いが弱くなってしまう懸念があります。まちづくりの根本的なものを個別にある条例や計画などを踏まえて作る条例ですので、指針と言ってしまうのは弱くなってしまいます。

○ 市長の受け止め方というのは基盤よりも指針とした方が強いというイメージで捉えているのではないのでしょうか。

委員長 そうだとしても、指針というのは市でも策定していて、規範としての位置づけは条例よりもはるかに弱いものになります。

○ その辺りについては、市長はどのように感じているのでしょうか。

事務局 市が策定する「〇〇指針」というものを表す「指針」と言っているのではなく、イメージとしては、羅針盤や道標といった意味合いで「指針」と言っているのだと思います。まちづくりに関して方向性を示すものという認識だと思います。

委員長 そうであればその意味合いで別の表現を考えることはできると思います。「指針」というものが現実に規範として存在しているため、条例が指針と同等というようにも捉えられかねない用い方は避けた方が良いかもしれません。

○ 例えばですが、「まちづくりの大前提」というようなイメージですね。

○ 「まちづくりの基盤」という言葉には違和感を持ちます。条例は基盤であると言うわけですから、条例が基盤なのかという疑問を持ちます。

委員長 多くの自治体では「最高規範」として、数ある条例の頂点に君臨するイメージになっていますが、ここでの議論では、反対に土台というかベースとなるものであるということから基盤という表現にしようということになりました。

○ 土台と指針ではまったく違うものになりますね。

○ 「基本」とするのはおかしいのでしょうか。まちづくり基本条例ですから。

○ 用例として、「条例は規範である」とすれば主語と述語はぴったり合いますよね。違和感を覚えるのは「条例は基盤である」というところで、規範という条例が法規制であるということイメージできますが、基盤というと地盤改良みたいな「もの」的な感じがします。

委員長 「基盤」という表現については相当議論をいたしました。「最高規範」という表現は避けるということでは一致しましたので、ほかにどのように表現すれば良いでしょうか。

○ 思いがあるのですね。

○ 「規範」だけではダメなんですか。

委員長 条例は規範ですが、基本条例を言い表すところまでには至らないでしょう。

○ 市長は、この条例を「指針」のようなものだと思っているわけではないのですよね。

委員長 まちづくりの方向性を指し示すものだという認識なのでしょうね。

○ 他の自治体の例にはどのようなものがありますか。

委員長 やはり最高規範というような表現が多いでしょうね。

○ 「土台」というのは意味的には分かるのですが、少し垢抜けしない印象ですので、文学的にいうと「礎」というものでしょうか。

委員長 なるほど。いずれにしてもここは条例の位置づけですから、とても重要な部分です。

○ 他の自治体の例を見てみますと、「最高規範」のように明確にしなくても、最大限尊重しなければならないというように、事柄を書いてあるところもありますね。

委員長 そうですね。そのようにしているところもありますね。「最高規範」とはっきり書くことに抵抗がある場合もありますので、そのように書いているところもあると思います。そのようにすることも可能です。

他市の例を見てみますと、稚内市、美唄市、芦別市などは最高規範と書いていますね。

○ 名寄市の例を見てみますと、「最高規範であり、〇〇にあたっては最大限尊重…」と両方を規定していますね。

委員長 江別市でも最高規範であり最大限尊重という書き方をしていますね。

○ 現時点の案だと後半部分は少し弱いのかもかもしれませんね。

委員長 「最高規範」と「最大限尊重」の両方を書いてある市もありますが、そうでなくてもどちらか一方を書いてあるというように考えて良いでしょうね。

○ 「羅針盤」という言葉イメージとしては大変良いのですが、羅針盤ってなんだというように受け入れられない人もいないんじゃないかという危惧はあります。羅針盤っていうのは船の航海で使うんですよね。

○ きっと、基盤や土台のようにベースであるという意味合いで使うときに、土台よりは基盤というようになったんですね。

○ 土台よりは基盤の方が少し上というイメージでしょうか。思いがあるということであれば良いのかもしれません。

○ 委員長からお話があったように、言葉を付け加えるということも考えて良いのではないのでしょうか。

○ 基盤や土台の後に、最大限尊重するということを書くということですね。

委員長 そうですね。つながりとしては、「基盤」の後に「見直し」に続くというのは少し弱い印象がありますね。言葉を補わなければなりません、最大限尊重するというについて書くことは必要なのかもしれませんね。「まちづくりの推進に当たっては」くらいが適当なのではないでしょうか。

○ 今委員長がおっしゃった話を考えますと、「条例、規則、計画」としか書いていないので、「まちづくりの推進」などのように大きく構えた方が良いでしょうね。かと言って「等」を入れると、ふやけたような感じになってしまうので良くないように思います。

○ そうすると、「本市におけるまちづくりの基盤であり、まちづくりの推進並びにまちづくりに関する条例、規則及び計画などの制定又は見直しに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない」というような書きぶりになるということでしょうか。

○ いいですね。

○ 趣旨に「沿って」「基づいて」「従って」というものではなく、「趣旨を最大限尊重しなければならない」という書きぶりです。

委員長 そうですね。「まちづくりの推進や見直し」という表現では少しおかしいので、何か良い表現はありますか。

○ 「まちづくりの推進」の「推進」には、制定や改正も廃止もすべて含んでいると考えて良いのではないのでしょうか。さらっと書くのであれば、「まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない」という感じでしょうか。条例・規則や計画などを書き込むという場合は、原案にある「まちづくりの」という部分が重複するので削ることになると思います。

○ さらっと書く方で良いのではないのでしょうか。

委員長 それではそのようにいたしましょう。

「まちづくりの基盤」についてはそのまま用いることにしました。また、「条例の趣旨に沿って」という部分は、文章を変更したため無くなりました。

それではもう少し検討したいと思います。市政の運営では、「総合的」というよりも、「全ての市民を対象に」ということについてと、同じ第9条の職員の育成に関する部分について検討した

いと思います。「行政課題に対応できる人材」なのは当たり前ということですが、確かにそのとおりです。

○ それでは「行政課題に対応できる優れた人材」ということでどうでしょうか。

委員長 そのようにいたしましょうか。

○ 「対応」というのは弱くないでしょうか。言葉のイメージからは受身のような印象も受けやすく、解決するところまでいっていないような印象です。

委員長 そうですね。対応では少し弱いですね。しかし、解決とすると強すぎます。

○ 「対応できる」と「対処できる」ではどう違うでしょうか。

委員長 なるほど。対処とすると、ちゃんとやりましたというか主体性をもって行ったというイメージになりますね。

○ 「ちゃんと対処したのか」と聞かれて「やりました」というように言いますよね。対処したというのはやり遂げたということになるのではないのでしょうか。

委員長 そうですね。それでは「対処」としましょう。

それでは、次に第2項の「全ての市民を対象に」という点についてですが、議員と違って市長ですので、そのとおりに書いても構わないと思いますがいかがでしょうか。

○ そうですね。市長ですからむしろそうしてもらいたいとも言えます。

○ 私は、「総合的」の方が良いと思います。中身がどうだと言われると何とも答えられませんが、先ほどの話にあったように時間的なことも勘案されるべきと思います。

○ 第1項で「市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行」というように書いてありますので、第2項では「総合的」と用いる方が良いというように思います。

委員長 ここは大事な部分ですのでもう少し考えましょう。

○ 市長の市政運営を書くところですので、「すべての市民を対象に」ということで良いのではないのでしょうか。

○ 私もそう思います。

委員長 ほかにご意見はありますか。なければ「すべての市民を対象に」というように修正することとしたいと思います。

それでは次に職員の責務についてですが、市長が言っている職員の責務は分かりやすい表現になっていますね。わかりやすくそのまま用いるということも考えて良いと思いますが、うまく使うことができるでしょうか。

○ そうであれば、「公務を効率的に運営すべき責務を深く自覚し、」の部分「市民と共に考え、市民の気持ちに共感できる優しさを持ち、」というようにするのはどうでしょう。優しさを持ちというのは現実にはとても大事かもしれません。窓口でたらい回しにはしない。

○ 第1項に情緒的な規定が入るのは良いのではないのでしょうか。知識とか能力ではなく心の問題として規定するのは良いのではないのでしょうか。

委員長 第1項には「優しさ」という字句は用いた方が良いでしょう。

○ そもそも論として、事柄として「優しさ」というのは規定して良いでしょう。

○ 前文は優しく書いてありますが、それ以外は条文ですので規定する必要はないのではないのでしょうか。ここだけに書くと議会や議員などとのバランスも悪くなると思います。

委員長 それでは、「市民と共に考え、市民の気持ちに共感できるように公正かつ誠実」という規定にすることで良いのではないのでしょうか。分かりやすく丁寧な説明という部分については、別に第2項に書くということもできますがどうでしょう。

○ そういう意味合いの大部分が第1項の規定に含まれていますので、別に第2項に書く必要はないのではないのでしょうか。書いてしまうと少しくどい気がします。

○ 私も第1項のような抽象的なレベルの中に含まれると考えます。

委員長 分かりました。それではそういう取扱いにしましょう。次の市民委員会の問題については難しい話ですので後回しにしまして、行政評価の部分について検討しましょう。行政運営の結果を行政運営に反映し、改善に努めなければならないという部分については、反映だけで良いのではないかということです。すべて改善が必要という訳ではありませんの、必要な改善は反映ということに含まれるという解釈です。

○ 「反映させなければならない」という規定の方が強くなりますよね。原案は「努めなければならない」ですが、「反映させるよう努めなければならない」では弱いですよね。

委員長 そうですね。「反映させるよう努めなければならない」では弱いですね。それでは「反映させなければなりません」というように修正したいと思います。

○ 少し戻ったところで意見があるのですがよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。どこでしょうか。

○ 市長の責務のところを修正した部分で、「総合的」を止めて「すべての市民を対象に」に修正したところですが、「対象」という言葉を使うのは大丈夫でしょうか。

委員長 「市民を対象」というように客体のように扱っているのではないかということです。

○ 「すべての市民のために」ということではいかがでしょうか。

○ そうですね。そのようにした方が良いと思います。

委員長 そうですね。それではそのように修正しましょう。

それでは本日はここまでにして、次回は残りの検討事項と職員意見について検討を行います。
職員からの意見はいつまでに出てきて事務局ではいつ頃までにまとめられますか。

事務局 職員意見は1月18日が締め切りです。意見が提出され次第直ちにまとめたいと思います。

○ どのくらい提出されそうでしょうか。たくさん出そうですか。

事務局 各部で取りまとめて提出してもらおうのですが、各部の管理職で話し合うような指示も出されているようですので、割と多くの意見が出ると思います。

委員長 そのほかに、2月5日のフォーラムですが、市民意見の募集という趣旨で開催することになりました。提言が終わった後にもフォーラムをやりたいと考えていますが、近い時期に続けて市民向けのフォーラムを行うと、なかなか集まってもらうことが難しいのではないかという問題が出てきます。このため、最後のフォーラムは、職員を対象にした研修という方式で行うことも考えておりますので、また、皆さんと話し合いたいと考えております。

それでは本日の会議はこれで終了いたします。大変お疲れ様でした。